

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・新光ジャパンオープン
- ・新光ジャパン マネーファンド
(以下、それぞれを「各ファンド」といいます。)

2. 信託終了（繰上償還）の理由

「新光ジャパンオープン」は平成14年11月11日に設定し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行ってまいりました。しかしながら、平成29年3月末時点の受益権口数が3.1億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

「新光ジャパン マネーファンド」は「新光ジャパンオープン」のスイッチング専用ファンドとして平成14年11月11日に設定し、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ってまいりました。しかしながら、平成29年3月末時点の受益権口数が0.1億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（1億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年8月10日
- ・異議申立期間 : 平成29年8月10日～平成29年9月19日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成29年9月20日
- ・買取請求期間 : 平成29年9月28日～平成29年10月17日
- ・繰上償還日（予定） : 平成29年10月27日

4. 異議申立て手続きについて

平成29年8月10日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成29年8月10日から平成29年9月19日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成29年8月10日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成29年10月27日をもって各ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額^{*}で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

※公正な価額は次の通りとします。

・新光ジャパンオープン

受託会社を買取請求書を受理した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

・新光ジャパン マネーファンド

受託会社を買取請求書を受理した日の基準価額

以上

平成 29 年 8 月 10 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
アセットマネジメント One 株式会社